鹿屋市告示第 272 号

鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　14　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　4　月　14　日　　決　裁

鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市新規就農者就農支援資金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「１年」を「２年」に改める。

別表農業研修資金の項補助対象経費上限額の欄中「150万円」を削る。

附　則

この要綱は、令和８年４月14日から施行し、令和８年４月７日から適用する。